

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行 ■NPO法人ピースデポ/PCDS (太平洋軍備撤廃運動):Pacific Campaign for Disarmament and Security

223-0051 横浜市港北区箕輪町3-3-1 日吉グリーンネ102号

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

編集責任者 ■梅林宏道 製作責任者 ■田巻一彦 郵便振替口座 ■00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座 ■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

## 中央アジアで 非核兵器地帯 が成立

21世紀初めて  
北半球で初めて

9月8日、2002年秋に署名が期待されたまま足踏みした中央アジア非核兵器地帯条約が遂に署名され、世界で5番目の非核兵器地帯が実現した。署名したのは中央アジア5か国であり、署名式典は、旧ソ連の核実験場があったセミパラチンスク(カザフスタン)で行われた。喜ぶべき21世紀の成果である。しかし、米国など西側核兵器国は条文の一部に賛成できないとして署名式典を欠席した。中央アジア諸国は、今後旧東西核兵器国の狭間で困難な交渉を継続しなければならない。

## 東北アジア非核地帯の設立への追い風に

足かけ10年の交渉

中央アジア非核兵器地帯を設立するための交渉開始は、1997年2月28日のアルマトイ宣言であるとされる<sup>1</sup>。そのとき、中央アジア5か国(カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、トルクメニスタン、タジキスタン)の首脳が、当時のカザフスタンの首都アルマトイ(現在の首都は北部のアスタナ)で会合し、中央アジア非核兵器地帯の設立に合意した(2ページ地図を参照)。同年9月15日の5か国外相会議におけるタシケント声明(ウズベキスタン)や、1998年7月10日に出された専門家協議会におけるピシケク・コミュニケ(キルギス)などを経て、この流れは地域内で固められていった。ピシケク会議には、5つの核兵器国(米、口、英、仏、中)を代表する専門家も参加して、技術的問題を協議した。

この流れの前史には、1992年におけるモンゴルの非核地帯宣言と中央アジア非核兵器地帯への言及、1993年の国連総会におけるウズベキスタンのカリモフ大統領による中央アジア非核兵器地帯の提案、1995年NPT再検討・延長会議におけるウズベキスタン、キルギスによる提案、1996年の国連総会へのキルギスとモンゴルによる決議提案の試みと断念があった。これらの背後には、5か国の間に横たわ

るロシアに対する距離の違い(親口のカザフ、反口のトルクメニスタン)や地域のリーダーシップ争い(カザフ対ウズベク)などの確執が作用した。

1997年において5か国が一致したことによって、中央アジア非核化への流れは国連によって支持された。アルマトイ宣言、タシケント声明を受けて、1997年の秋、5か国は初めて国連総会決議を提案し、12月9日に決議52/38Sが採択された。核兵器国の態度が懸念されたが、結局のところ投票なしの全会一致で「中央アジア非核兵器地帯

### 今号の内容

#### 中央アジア非核地帯誕生

〔安全保障と市民自治〕

基地と向きあう条例づくり

神奈川県大和市

#### ミサイル迎撃能力艦が母港

横須賀・進むMD拠点化

【連載】「被爆地の一角から」(13) 土山秀夫

# 中央アジア非核地帯



の設立を支持する「設立への準備のために国連事務総長が可能な範囲で援助する」という内容が合意されたのである。98年にも同様な決議53 / 77Aが採択された。

しかし、米国の支持は消極的なものであった。97年の決議案が第一委員会で採択された後の米国の演説は、「魔物は具体化のときに現れる」とし、条約の具体的な条項を見てから支持を決めるといった内容のものであった。米国は、中央アジア非核化の流れがベラルーシなどが提唱していた中央ヨーロッパ非核地帯構想に波及すること、将来における核兵器政策のフリーハンドが制約されること、などを心配していた<sup>3</sup>。

## 初期の争点

国連総会決議を受けて、国連軍縮局の支援、具体的には石栗勉所長を中心とする国連アジア太平洋平和軍縮地域センターの支援を得ながら、非核地帯条約の具体化に向けて多くの専門家会議が開催された。前述のビシケク会議(98年7月9 - 10日)のち、第1回:ジュネーブ(98年10月7 - 9日)、第2回:アシガバード(トルクメニスタン)、第3回:タシケント(99年2月1 - 3日)、第4回:札幌(99年10月5 - 8日)、第5回:札幌(2000年4月2 - 5日)と専門家会議が続いた。そして02年9月27日にサマルカンド(ウズベキスタン)で開催された第6回会議において、やっと条約草案が合意された<sup>4</sup>。この会議で、条約の署名式典をセミパラチンスク(カザフスタン)において行うことにも合意をみた<sup>5</sup>。当時は02年秋にも署名式典が行われるとの観測が流れた<sup>6</sup>。

この段階における条約案に関する争点は2点あった<sup>7</sup>。  
(1)陸上における核兵器の一時通過の扱い。  
(2)1992年のタシケント条約などの過去の条約と非核兵器地帯条約との関係。

核兵器の一時通過問題に対して、カザフスタン、キルギス、タジキスタンはロシアとの協力への配慮から、ちょうど核搭載艦船の問題の扱いと同じように、一時通過問題を各国判断に委ねる方式を主張した。反対にウズベキスタン、トルクメニスタンは厳しく禁止することを主張した。

ロシアを含むタシケント集団安全保障条約(1992年)には、当初トルクメニスタン以外の4か国が参加していた(ウズベキスタンは99年に更新せず)。条約には、侵略があったとき「軍事支援を含むあらゆる必要な支援を相互に与える(第4条」という条項がある。これを重視した親口3か国は、非核兵器地帯条約に「既存の条約や協定に影響を与えない」とことを明記するよう求め、他の2か国はこれに反対した。

## アフガニスタン戦争の影響

このような対立による行き詰まりが急速に変化したのは、2001年に始まったアフガニスタンにおける対テロ戦争が生み出した新しい政治力学である。米国は、対テロ戦争のためにキルギス、ウズベキスタンの基地の一時使用を許された。しかし、米軍のプレゼンスが長期化の兆しを見せ、民主化、人権問題を契機とする米国の影響が強まるにつれて、ウズベキスタンはロシアに急速に接近した。2005年11月には米軍はウズベキスタンから完全撤退を余儀なくされ、代わりにウズベキスタンはロシアと軍事協定を結んだ<sup>8</sup>。2006年6月には、タシケント条約に復帰した。

このような潮流の変化を察知するなかで、条約案の表現についての妥協が実現し、前述したように2002年9月のサマルカンドにおける合意が達成された。

その条約草案を基礎として、02年10月8日、核兵器保有5か国(P5)と中央アジア5か国(C5)の公式協議がニューヨークで始まった<sup>9</sup>。協議が始まると同時に、条約案は新たな障害に直面した。すなわち、ロシアと中国は素早く賛意を表明したのに対して、米国、英国、フランスは上記のような妥協で成立した条項の弱点を文書で指摘し、改善がなければ消極的安全保障を与える議定書に署名できないという立場を表明した。

残念ながら(奇妙なことに)条約の全文が入手できていないので、問題の条項を正確に訳出することができない。しかし、シンクタンクとしてC5交渉を最初から側面支援してきたモンレー研究所不拡散研究センターの文献<sup>10</sup>によると、「既存の条約との関係」に関する問題の条項は2項から

カザフスタン共和国、キルギス共和国、タジキスタン共和国、トルクメニスタン、ウズベキスタン共和国 外務大臣声明

2006年9月8日  
セミパラチンスク(カザフスタン)

中央アジア諸国(カザフスタン共和国、キルギス共和国、タジキスタン共和国、トルクメニスタン、ウズベキスタン共和国)の外務大臣は、

核不拡散条約(NPT)第7条を基礎とした平和と安全保障の強化に向けて共同で貢献する決意を強調し、

非核兵器地帯の創設が、世界レベルおよび地域レベルにおいて平和と安全を維持し強化することに著しく貢献するとの考えに立ち、

世界の軍縮および不拡散の礎石であるNPTを中央アジア諸国が実行する手段として同地域に非核兵器地帯を創設することの重要性を確認し、

中央アジア非核兵器地帯の創設が、近年における多国間の軍縮・不拡散プロセスの危機を乗り越える一助となるであろうとの希望を表明し、

中央アジア非核兵器地帯の創設は、国際テロと闘い、核物質・技術が非国家主体、とりわけテロリストの手に落ちるのを防ぐことに効果的に寄与すると考え、

中央アジア非核兵器地帯の創設が、核兵器不拡散体制のさらなる普遍化および強化につながると確信し、

中央アジア諸国元首が1997年2月28日に採択したアルマトイ宣言、カザフスタン、キルギスタン、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタンの各外相による、中央アジアの非核兵器地帯創設に関する1997年9月15日のタシケント声明、中央アジア諸国、核兵器国、国連の各専門家による協議会合が1998年7月9日にピシケクで採択したコミュニケを基礎として、中央アジアに非核兵器地帯を創設する広範な政治的・法的枠組みを地域の諸国家が発展させてきたことに留意し、

中央アジア非核兵器地帯の創設は、第1回国連軍縮特別総会最終文書の関連条項に基礎づけられるのみならず、国連軍縮委員会が1999年の実質的会合で採択した非核地帯創設に関する原則とガイドラインに基礎づけられることに留意し、

さらに、中央アジア地域諸国と核兵器国が、上記の原則とガイドラインにしたがって、中央アジア非核兵器地帯条約起草の過程で行った協議会合の重要性に留意し、

非核兵器地帯の創設はダイナミックなプロセスであるという理解に導かれ、条約加盟国は加盟国間でのさらなる協力を促進する意志があるということを強調し、

「中央アジアにおける非核兵器地帯の創設」と題された国連総会の決議および決定、3つのNPT加盟国再検討会議およびその準備委員会における諸文書、さらに2005年4月26日から28日までメキシコのトラテロルコで開かれた非核兵器地帯締約国・署名国会議における諸文書にとりわけ示されているように、5つの核兵器国を含めた全ての国連加盟国によって中央アジア非核兵器地帯の創設の動きが支持されていることに感謝を持って留意し、

1 準備プロセスが完了し、中央アジア非核

兵器地帯条約が署名されたことを満足をもって宣言する。

2 非核兵器地帯条約の起草および合意に初めて直接に参与した国連の役割を強調し、この文脈において、国連事務総長、国連軍縮局、国連アジア太平洋平和軍縮地域センター、国連法務局および国際原子力機関に対して感謝の意を表明する。

3 世界中における非核兵器地帯の創設に対する核兵器国の支持を歓迎し、この文脈において、条約のいくつかの点に関して協議を継続する用意があることを表明し、核兵器国に対して、条約議定書の締約国となるよう要請する。

4 中央アジア諸国は、トラテロルコ条約、ラトトンガ条約、バンコク条約、ペリンドバ条約にしたがって創設された地帯間の協議プロセスに参与し、これらの地帯、その関連機関、およびその他の関係国家との間における協力と連携を促進する意志があることを再確認する。

5 放射性汚染物質の浄化および処分分野で経験と専門知識を持つ国家および国際組織に対して、核兵器の生産・実験の過程において行ったウラン採鉱および核燃料サイクル活動が環境に与えた重大な影響に条約加盟国が対処することへの支援を行うよう促す。

6 来る第61回国連総会にて、「中央アジア非核兵器地帯の創設」と題された共同決議案を提出する意図を表明し、国連加盟国に対して、その決議案を支持するよう要請する。  
(訳:ピースデポ)

英語原文:

cns.mii.s.edu/pubs/week/pdf\_support/060908\_ministers\_statement.pdf

成り立っている。第1項には、「非核兵器地帯条約は既存の国際条約のもとにおける権利や義務に影響を与えるものではない」と延べている。その上で第2項には「加盟国(C5)は、条約の目的に反するようないかなる行動もとらないことに合意すると述べている。米国は、この両項は矛盾すると主張するとともに、既存の条約が何を指すのかが明記されていない」と異議を唱えている。

一見もつとも米国の議論であるが、これらは逆の立場において米国が主張してきた原則であり、ご都合主義との批判を免れることができない。すなわち、米国は「非核兵器地帯は地域的な安全保障上の既存の国際合意を乱してはならない。そうでなければ国連憲章に定められた個別的、あるいは集団的自衛権を制限することになる」という主張を重ねてきたのである。

西側核兵器国は、一時通過問題を各国の判断に委ねるとした条項についても、条約の他の条項と矛盾していると

して異議を唱えている。これも、領海通過に関する過去の議論を逆の立場から持ち出したものである。

このように考えると、米国などの対応は、この地域への西側の核兵器政策にフリーハンドを残そうとする政治的もろみであると理解すべきであろう。

この状況の中でサマルカンド合意以後、中央アジア非核兵器地帯が足踏みを余儀なくされた。しかし、前述したアフガン戦争がもたらした政治力学の変化が強まる中で、2005年2月7-9日、第7回専門家会議がタシケントで開催され、P5、IAEA、国連法務局のコメントを検討しながら条約の最終文案を確定した<sup>11</sup>。P5の意見はそれにほとんど反映されなかった。

中央アジア非核兵器地帯の意義

このような経過の中で、中央アジア5か国は米国などの反対を押し切って9月8日に条約に署名した。署名に当

たつて、5か国外相は共同声明を発表した(全文を3ページに訳出)声明は、主文第3節において核兵器国に対して今後も協議を続ける用意があることを呼びかけていることに注目していただきたい。確定した条約文を基礎にして、解釈についての相互理解に達することは十分に可能なはずである。

課題が残っているとはいえ、ここに世界で第5番目<sup>12</sup>となる非核兵器地帯条約が成立したことの意義は極めて大きい。これまでの慣わしに従えば、今後この条約は「セミパラチンスク条約」と呼ばれることになるであろう。そのうえ、この条約は過去の条約にはない特徴をもっている。条約全文が入手できていないので十分な分析ができないが、伝えられている内容を見るだけでも、未解決の問題は別として、次のような条約の意義を挙げることができる。

1. アフリカ非核兵器地帯の成立(96年4月11日)以来10年ぶりの非核地帯の誕生であり、21世紀に入って初めての快挙となる。とくに、世界的に核軍縮・不拡散の課題が行き詰まっている状況を打破する政治的意義が大きい。
2. 地帯がすべて北半球に位置する初めての条約であり、非核地帯を北半球に広げる節目となる。一国で認知されたモンゴルの非核地位と結合すると実質的6か国地帯となり、アジア大陸の真ん中に大きな「非核の傘」が広がったことになる。
3. 海に面していない初めての非核兵器地帯である。核艦船寄港などの領海の一時通過問題が発生しなかった代わりに、陸上輸送による一時通過問題が発生した。
4. ロシアと中国という二つの核兵器国、および核問題で国際的注目を浴びているイランと隣接する地域に位置している。戦争が続くアフガニスタンとも接している。またカスピ海などエネルギー資源を巡る戦略的位置を占める地域でもある。その意味で、地域安全保障の面からも重要な役割を果たすと考えられる。
5. 非国家集団が核兵器を入手し使う可能性が強く懸念されている9.11以後の世界において、核兵器取引の流通路になりうる地域において非核兵器地帯が誕生したことは、拡散を阻止する現実的な砦となる。
6. 初期の段階でC5を非核地帯設立に向かわせた共通の利害は、旧ソ連時代の核実験被害、ウラン採掘、核貯蔵などの遺産である環境問題であった。中央アジア非核兵器地帯は、環境浄化・被害救済問題を主要な関心の一つにしている。最大の問題はセミパラチンスク核実験場がもたらせた諸問題である。
7. 最初の段階から、国連の支援を得ながら交渉が進められた。国連アジア太平洋平和軍縮地域センター(石栗勉所長)の熱心な取り組みもあって、日本政府も財政的支援を行った。札幌で2回の専門家会議を受け入れた。
8. 検証のための独自システムを作らず、IAEA(国際原子力機関)の追加議定書に加盟することを義務づ

けることによって、IAEAを活用した体制を採用した。国際システムの前進を反映した条約であるといえるであろう。(梅林宏道)

注

- 1 国連ウェブサイト [disarmament.un.org/rcpd/centasia.htm](http://disarmament.un.org/rcpd/centasia.htm)
- 2 『核兵器・核実験モニター』第54号(97年10月1日)参照。
- 3 スコット・バリッシュ「中央アジア非核兵器地帯の見通し」2000年9月1-4日、非核兵器地帯に関する国際セミナー、ウプサラ(スウェーデン)。
- 4 『核兵器・核実験モニター』第173号(02年10月15日)参照。会議の回数の方数は注1と注5から推定した。
- 5 ウズベキスタン日本大使館(東京)プレス・リリース。06年9月13日。
- 6 注4参照。
- 7 スコット・バリッシュ、ウィリアム・ポッター「米国は中央アジア非核兵器地帯条約の阻止を狙っている」2006年9月5日、不拡散研究センター(米、モンレー研究所) [cns.miss.edu/pubs/week/pdf/060905.pdf](http://cns.miss.edu/pubs/week/pdf/060905.pdf)
- 8 梅林宏道「中央アジアで強まる政治的確執」『核兵器・核実験モニター』255号(06年4月15日)
- 9 注1参照。
- 10 注7参照。
- 11 注5参照。
- 12 これまでの非核兵器地帯条約には、ラテンアメリカおよびカリブ地域における核兵器禁止条約(トラテロルコ条約)、南太平洋非核地帯条約(ラロトンガ条約)、東南アジア非核兵器地帯条約(バンコク条約)、アフリカ非核兵器地帯条約(ベリンダバ条約)がある。詳しくは、ピースデポの図説参照。  
[www.peacedepot.org/theme/nw/z/NFZ05.pdf](http://www.peacedepot.org/theme/nw/z/NFZ05.pdf)

	1985	86	87	88	89
指揮艦					
空母	ミッドウェイ(CV41)				
随伴艦	リープス(CG24)				
	カーク(FF1087)				
	タワーズ(DDG9)				
	コクレイン(DDG21)				
	オルデンドーフ(DD972)				
	ハモンド(FF1067)				
	ノックス(FF1052)				
	ロックウッド(FF1052)				

FF：フリゲート艦、FFG：誘導ミサイルフリゲート艦、DD：駆逐艦、DDG：誘導ミサイル駆逐艦、CG：誘導ミサイル巡洋艦

# イージス艦「シャイロー」母港でミサイル防衛拠点化進む

## 年内に2隻に迎撃能力追加

迎撃実験に成功した「シャイロー」

8月29日、米海軍のイージス巡洋艦「シャイロー」(CG67)が、イージス巡洋艦「チャンセラズビル」と交代に横須賀に配備された。この最新鋭の弾道ミサイル検知・追跡・迎撃システムを備えた艦の横須賀配備の意義を、歓迎式典に出席した在日米大使館のスポークスマンは次のように強調した。「これは、日米のミサイル防衛における協力をより強固にするものである。『シャイロー』の配備は、航空自衛隊車力基地へのXバンドレーダーの設置、嘉手納空軍基地へのPAC-3ミサイル大隊の配備などと相互に補完しあう」。

「シャイロー」は、横須賀配備に先立つ6月22日、ハワイ沖で弾道ミサイルの迎撃実験に成功した。米ミサイル防衛庁(MDA)のプレスリリースによれば、「シャイロー」はハワイ・カウアイ島のバーキングサンズ試射場で発射された弾道ミサイルの切り離された弾頭を、改良されたSPY-1レーダーで追尾、捕捉し、高度100マイル以上の大気圏外でSM-3ミサイルの体当たり(hit-to-kill)迎撃体<sup>2</sup>によ

て破壊した<sup>3</sup>。同実験は、8回予定されている迎撃テストの7回目に当たる。

6月22日の迎撃実験には、シャイローの他に3隻のイージス艦が参加し、追尾、捕捉実験を行った。その1隻は海上自衛隊の「きりしま」である。

シャイロー横須賀配備と同時に、米海軍はイージス弾道ミサイル防衛システムの最新技術の戦術配備を認証した<sup>4</sup>。現在3隻のイージス巡洋艦がSM-3による迎撃能力を持っているが、これを2009年までに18隻(駆逐艦15隻、巡洋艦3隻)に拡大するのが海軍とMDAの計画である。

### MD拠点化する横須賀

下に示すのは、横須賀を母港にした艦船の過去20年余りの変遷である。06年9月現在、横須賀に配備された11隻の艦船のうち、空母(キティホーク)と指揮艦(ブルーリッジ)を除く9隻のうち8隻はイージス艦である。海軍のミサイル防衛(MD)志向は、04年以降、とっけ顕著に配備艦船に現れている。一般に「空母随伴艦」と呼ばれるこれら艦船

8ページ下段へ



■ イージス艦・弾道ミサイル迎撃能力無し。  
 ■ イージス艦・弾道ミサイル迎撃能力有り。

(注) 母港の始期と終期の日付は必ずしも一貫性がない。実際に横須賀に来た日と離れた日が基本であるが、海軍が発表した母港日の場合もある。

### 横須賀母港艦の変遷

1985  
2006

# 「基地のある町」の条例作り

## 神奈川県大和市

### 自治基本条例と基地問題

地方分権の流れのなかで、「自治基本条例」を制定しようという動きが各地で起こっている。自治基本条例は、「自治体の憲法」とも言われ、自治体の理念や運営の基本原則を定めるものである。2002年12月、第一号として北海道のニセコ町で「まちづくり基本条例」が制定されて以来、各地で様々な特色を持った条例が作られてきた。

「自治体の憲法」とはいえ、自治基本条例は「作らないと困る」というものではない。自治体の組織や運営のあり方そのものは憲法や地方自治法によって定められており、自治基本条例の規定はその範囲を逸脱するものではない。したがって、その基本条例が本当に地域にとって意味あるものになるか否かは、その策定を含むプロセス全体において、いかに市民が主体となり、その地域独自の事情に則したビジョンやルールを創り出していけるのかにかかっているといえる。

地域の特殊事情の観点から言えば、米軍基地を抱える自治体の場合、条文のなかに「基地問題」をいかに盛り込んでいくかが議論の焦点となるのは必然であろう。「市民」「議会」「自治体首長」の三者の総意である自治基本条例の策定過程において、住民の生活の安全に直結する「基地問題」にきちんと向き合った議論が重ねられ、結果、自治体としてのスタンスが明確に表明されることの意義は極めて大きい。しかし同時に、この間の米軍再編をめぐる各自自治体の対応からも明らかなように、それは多くの困難が想定されるプロセスでもある。この問題を考えていくための一つの例として、本稿では神奈川県大和市のケースを紹介したい。

### パブリック・インボルブメント

人口約22万の大和市は、綾瀬市、海老名市とともに、「人口過密都市の中にある軍用飛行場」厚木基地を抱える自治体である。基地周辺に住む住民は、長年にわたって米海軍空母艦載機の騒音被害や事故による危険性に晒され続けている。こうした状況のなか、市は、「整理・縮小・返還」という基地問題の抜本的な解決（大和市ホームページ）への要求を基本姿勢と謳っている。

大和市の自治基本条例（7ページに抜粋）は、2004年10

月7日に公布、05年4月1日に施行された。その作成においては、徹底的な住民参加の手法がとられた。条例案を作ったのは、公募市民が主体となった「大和市自治基本条例をつくる会（以下、つくる会）」である。02年10月、つくる会は委員35名（最終的には32名。うち、市職員メンバー5人、学識経験者1名）で、まさに「ゼロからのスタート」を切った。

つくる会が条例策定の過程において重視したのは、「パブリック・インボルブメント（PI）」という手法であった。これは、条例の策定に市民の意見が単に反映されるということだけではなく、案を作る段階から市民相互の議論をもとに、合意形成が図られるというプロセスである。ついでに、条例作りに関わるのは「つくる会」委員だけではない、大和市の市民全体である、という姿勢が強調された。勉強会やシンポジウムの開催、市内各地区での「市民キャラバン」と呼ばれる意見交換会やファックスや電子メールによる意見収集を通じて、市民や議員、地域のNGOや市民グループとの意見交換が重ねられていった。高校生との意見交換会「高校キャラバン」は、16歳以上に投票権が与えられる住民投票条項の策定に結びついた。

こうした意見交換会やつくる会の会合は総計195回にも上ったという。「市民に対してつくる会の市民委員が説明するということは、市民にとっては新鮮なことであり、建設的な議論にもつながった」とつくる会委員は振り返る。

### 「厚木基地」をめぐる議論

厚木基地をめぐるような議論が行われたのだろうか。素案策定までの「つくる会」の記録からは、そもそも自治基本条例のなかで基地問題に触れるべきか否かというところで、市民の意見が大きく分かれたことが見てとれる。結果から言えば「厚木基地」で一章が設けられることとなったが、議論のなかでは基地について触れないほうがよいという意見も多く出された。その理由として、「自治の基本的な理念や仕組みを定める条例に厚木基地はそぐわない」「基地で働いている市民もいる。市民皆が返還を望んでいるわけではない」「厚木基地の問題は国家の問題」等が挙げられている。

条例のなかで触れるべき、とするなかでも「騒音問題」の解決という点では一致するも、基地の「返還」という文言を盛り込むか否かが争点となった。この点に関しては、「他の地域に移転してくれさえすればよい」という地域エゴを出すべきではない」「平和という視点で触れてはどうか」「基地返還は市是ではないのか」「返還後の姿が問題」「騒音が解決されれば返還でなくともよい」などの意見が出されている。

「つくる会」がまとめた素案からは、こうしたさまざまな意見を基に議論を重ね、基地問題を扱う難しさに直面しながらも、「航空機騒音や墜落の危険がない生活をしたい」という市民の率直な願いを形あるものにしていくという努力の跡が伺える。

### 基地「返還」から「移転」へ

「つくる会」素案は、市長に提出されたのち、行政側の協議、議会からの意見、それらに対するつくる会からの意見等を反映した形で、議会に上程された。しかし、04年9月1



5日、この素案は修正を加えた形で市議会総務常任委員会にて可決された。これに対し急遽つくる会が市長に対し反対意見の提出を行ったが、10月4日の市議会本会議においても修正案が賛成多数で可決された。本会議での結果を受けたつくる会は、「民意を軽視し、市民参加をないがしろにし、市民自治を実質的に否定しようとするもの」と強い怒りと失望を表明した。

議会が加えた修正点の一つが、「厚木基地」に関する項目であった。修正前の条例案は、以下の通りである。

「第29条 市長及び市議会は、市民の安全及び安心並びに快適な生活を守るため、厚木基地の返還が実現す

よう努めるものとする。」

この条項について、つくる会は素案の説明のなかで、次のように述べていた。

「騒音問題の解決のためには、『返還』まで視野に入れなければ不可能と判断し、第1項のような表現になっていますが、これが直ちに現在のわが国の安全保障政策に反対を唱えるものであったり他の地域へ基地が移転すればよいということではありません。航空機騒音や墜落の危険がない生活を望む市民の率直な願いを謳ったものです。」

ところが、最終的に可決された修正は、この「返還」を「移転」に変えるというものであった。修正を提案した市会議員

## 大和市自治基本条例 2005年4月1日 施行

前文(略)

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、前文に掲げた自治の基本理念(以下「自治の基本理念」という。)にのっとり、本市における自治の基本原則並びに市民の権利及び責務、市議会及び市長の責務並びに行政運営の原則を定めることにより、自治の進展を図り、もって自立した地域社会を実現することを目的とする。

(最高規範性)

第2条 この条例は、市が定める最高規範であり、市は、他の条例等の制定及び改廃に当たっては、この条例の内容を尊重し、この条例に適合させなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの、事業を営むもの等をいう。

(後略)

### 第2章 自治の基本原則 (略)

(法令の自主解釈)

第6条 市は、地方自治の本旨及び自治の基本理念にのっとり、自主的に法令の解釈及び運用を行うことを原則とする。

(略)

### 第3章 市民

#### 第1節 市民(略)

#### 第2節 地域コミュニティ(略)

### 第4章 市議会(略)

### 第5章 市長(略)

### 第6章 行政運営の原則

#### 第1節 総合計画(略)

#### 第2節 執行機関(略)

#### 第3節 財政(略)

### 第7章 厚木基地

(厚木基地)

第29条 市長及び市議会は、市民の安全及び安心並びに快適な生活を守るため、厚木基地の移転が実現するよう努めるものとする。

2 市長及び市議会は、国や他の自治体と連携して、厚木基地に起因して生ずる航空機騒音等の問題解決に努めなければならない。

### 第8章 住民投票

(住民投票)

第30条 市長は、市政に係る重要事項について、住民の意思を市政に反映するため、住民投票を実施することができる。

2 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(住民投票の請求等)

第31条 本市に住所を有する年齢満16年以上の者は、市政に係る重要事項について、その総数の3分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。

2 市議会は、市政に係る重要事項について、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決したときは、市長に対して住民投票の実施を請求することができる。

3 市長は、市政に係る重要事項について、自ら住民投票を発議することができる。

4 市長は、第1項又は第2項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。

5 住民投票の投票権を有する者は、本市に住所を有する年齢満16年以上の者とする。

6 住民投票について必要な事項は、別に条例で定める。

### 第9章 その他(略)

附 則(略)

## 大和市次世代に戦争の記憶をつなげる条例

2003年4月1日 施行

(目的)

第1条 この条例は、「大和市平和都市宣言」の理念のもとに、市民の平和に対する意識の高揚、平和の意義の啓発を推進するため、次世代に戦争の記憶をつなげていくことを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例で、「語り部」とは、戦時体験及び追体験を有する者のうち、その体験を次世代に語りつく意欲のある者をいう。

(推進内容)

第3条 市長は、平和教育の推進に関する次の事業を実施する。

(1) 語り部による市民を対象とした講話会

(2) 市内の小学校及び中学校その他規則で定める学校からの求めに応じた語り部の派遣

2 市長は、戦時体験の継承に関する次の事

業を実施する。

(1) 語り部の発掘

(2) 語り部による講話の記録及び保存

(委任)

第4条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則(略)

は、「返還」では国の法律との整合性に問題があり、「返還でも移転でも基地がなくなることは同じ」とその理由を説明した。つくる会からは、「(返還は)市是として長年使用されてきた…市民の共通認識」「国の具体的政策を示唆するものと受け取られかねない」「大和市以外の自治体や市民への影響も大いに懸念」などの批判の声があがった。

このように、大和市自治基本条例の策定をめぐることは、大きな課題が残された。もちろん、条例策定における市民の主体的関わりは、この基本条例の先駆的内容を生み出していく上で欠かせないものであった。また、こうした経験の蓄積が、かけがえのない財産として市民に残されたという点も事実である。大和市では、自治基本条例の制定を受けて、「住民投票条例」が作成・公布され、現在「市民参加条例」が策定中であるほか、市民自治を進めるさまざまな取り組みが広がっている。こうした動きのなかに、基本条例をめぐる市民の経験が活かされているであろうことは想像に難くない。しかし、1年8ヶ月にわたり市民が議論を重ね、議会に上程された時点ですでに行政側や議会の意見を取り入れてまとめられていた素案が、市民に納得のいく説明のないままという修正されたという事実は、「市民自治」に対する重大な挑戦として、引き続き十分に検証されていかなければならないだろう。

#### 条例を繋げていく

自治体基本条例の策定において、大和市の市民が主体的な役割を担ったこと背景には、日々頭上を爆音が鳴り響く基地のある街に住んでいるから、という切実な思いがあるかもしれない。しかし、それに加えて、基地問題に対する地元市民の意識を高めようという持続的な努力が背景に存在していることを特筆したい。それは同時に、市民の立場に立った条例作製という取り組みが、どわけ基地を抱える自治体において持つ、今後に結びつく大きな可能性を示唆するものである。

基本条例制定から遡ること2年、大和市は極めてユニ-

クな条例を制定した。「次世代に戦争の記憶をつなげる条例」(7ページに抜粋)と題されたこの条例は、約20年前に制定された「平和都市宣言」に基づき、戦争を知らない世代に戦時体験を伝え、それをきっかけとして平和問題を考える機会を作るという事業の実施を市長に求めるものである。具体的には、戦争体験の語り部の発掘、市民対象の講和会開催や小・中学校、高校への語り部の派遣、戦争体験者の記憶をビデオに保存していくことなどが含まれる。この条例案は、大和市としては初の議員による条例提案の形で提出され、2002年9月議会で可決された。以後、市民及び市民団体が構成される大和市平和都市推進事業と行政の協力のもと、この条例に基づきさまざまな事業が展開されている。

条例を提案した市会議員は、その意義について次のように述べている。

「爆音防止の運動は45年間続いているがいまだ爆音を止めることが出来ず、運動が次の世代(戦争を知らない世代)につなげていない。そこで、かつての悲劇である戦争体験を知ることで、上空の爆音が何を意味するのかに気づいてもらい、次の行動へとつながる人を広げたい。」

ここで言われている「次の行動」の延長線上に、大和市自治基本条例における市民の積極的な取り組み、そして基地の返還を求める強い議論があったと言っても過言ではないだろう。

全国の7割を超える自治体が「平和宣言」や「非核宣言」を行っている。各地でそうした宣言の形骸化が言われて久しいが、それらを実質的に補強する条例をつくりさらにそういった個々の条例が鎖のように繋がり、お互いを補強し合っていくことで、自治体における平和政策に大きな影響力を生み出すことができるであろう。このように、市民主体の平和文化を構築していくという長期的なシナリオを描くなかで、一つの条例づくりから、また次の条例づくりへと、市民が構想を広げていくことが必要である。

(中村桂子)

#### 横須賀とMD(5ページから)

群は、80年代後半、巡航ミサイルトマホークの配備によって「対地攻撃」という任務を与えられたが、21世紀にはここにMDという新しい任務が付け加えられた。8隻のうち、迎撃能力を持つのは現在のところ「シャイロー」1隻である。しかし、「シャイロー」配備を報じた前記の「星条旗新聞」は、さらに2隻の横須賀配備の駆逐艦が、今年中に迎撃能力を持つことになると報じている。ステザム(DDG63、05年6月配備)とカーチスウィルバー(DDG54、96年9月配備)である。

こうして横須賀は、空母機動部隊とトマホークという「矛」(攻撃)と、MDという「盾」(防御)という二つの能力を兼ね備えた米戦略の要石とされようとしている。加えて、北朝鮮のミサイルに対する漠然とした脅威感に乗じて、日本政府は、横須賀市の航空自衛隊武山駐屯地へのPAC3の配備を、これまでの2010年末を前倒しして07年度末までに行うことを決めたと報じられている<sup>5</sup>。このまま進めば、横須賀は日米統合MD拠点になるだろう。

松沢成文神奈川知事は、8月29日の定例記者会見

で、シャイロー配備は、基地強化ではなく、「日本の国民の安全を守る」という視点からも、有意義な一つの措置である」との認識を述べた<sup>6</sup>。しかし、これは大きな誤りというべきである。第1に「シャイロー」の主任務はあくまでも米本土防衛であり、国民の安全を守るのが目的ではない。第2に、先に述べたように「矛」と「盾」をセットで持つ横須賀は、敵対的な国家からは、決して「専守防衛」の拠点とは見なされず、横須賀市民が攻撃にさらされる蓋然性は、いっそう高まるであろう。第3に東アジアの軍備競争を加速し、国民の安全な生活環境を悪化させる。(田巻一彦)

#### 注

1 『星条旗新聞・太平洋版』06年8月31日。

2 爆薬の爆発ではなく、衝突の運動エネルギーで標的の弾頭を破壊する迎撃体。

3 ミサイル防衛庁(MDA)ニュース・リリース・6月22日。

4 ミサイル防衛局(MDA)ニュース・リリース・9月1日。

5 『神奈川新聞』06年8月8日。

6 [www.pref.kanagawa.jp/osirase/hisyo/chiji/kaiken/h18/060829.html](http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/hisyo/chiji/kaiken/h18/060829.html)



# 日本は北朝鮮を喰えるのか



## 特別連載エッセー 13

つちやま ひでお

1925年、長崎市生まれ。長崎で入市被爆。病理学。88年～92年長崎大学長。過去2回開かれた核兵器廃絶地球市民集会ナガサキの実行委員長。

相変わらずテレビの各局は、折に触れて、北朝鮮に関するニュースや小特集を流している。北朝鮮の秘密に包まれた国内事情、脱北者の告発する金正日体制の非道さ、そして核兵器やミサイル開発の脅威。そうしたネガティブな断片に拉致問題を絡めての報道によって、視聴者には北朝鮮はどうしようもない国家、とのイメージばかりが刻まれて行く。だが本当のところ日本は、彼の国を侮蔑し、嘲笑うことができるのだろうか。

冷静に日本の過去をさかのぼってみたとき、そこには驚くほど今の北朝鮮と共通した状況を見出すことになる。つまり、70年前の日本の姿が、北朝鮮という国を通して映し出されてくるのである。当時の日本は天皇制の護持が絶対の共通認識とされていた。神聖にして冒すべからず。この言葉が天皇の何たるかを端的に表現していた。そして軍部は天皇の権威を最大限に利用した。軍隊や戦場における数々の不条理も、すべて天皇の名において命令された。敗戦を受諾するのが遅れたのも、天皇制が護持されるか否かが唯一の理由であった。結果として沖縄本土の決戦、広島、長崎への原爆投下も防がれなかったのだ。

現在の北朝鮮は金正日体制の護持こそが絶対であり、あくまで米国との直接交渉にこだわるのも、最大の脅威である米国から体制保証を得たいと考えるからに他ならない。また軍部は金体制の価値を大いに利用することによって、自らの優位を保とうとしている。核兵器をテコにした数々の瀬戸際外交も、煎じつめれば金・軍部独裁の維持を計るための苦肉の策と言えよう。

かつての日本では国民に対する情報や思想の統制が徹底して行われた。外国からの情報は厳しく制限され、違反すれば罰則が適用された。思想面では治安維持法によって反政府的な言動のみではなく、自由主義や民主主義を信奉する者も弾圧の対象とされた。政府によって一本化された情報が繰り返し流され、

鎖国同然の環境下とあって見事にマインド・コントロールの効果を発揮した。同盟国の独・伊両国を除けば外はすべて敵であり、それらの圧迫によって民族の生存権さえ奪われようとしている、といった被害者意識が植えつけられる。その上で敢然と敵に立ち向かうためのナショナリズムが煽られるのである。現在の北朝鮮の実情も、多分にこれと類似の状況ではないかと推測される。

問題はその先である。満州を占領した日本に対して国際連盟から強く批判されると、日本は国際連盟を脱退して自ら孤立化への道を踏み出した。日中戦争の泥沼化を経て仏領インドシナへの進駐に対して、米国は日本の在米資産の凍結やガソリンの輸出禁止を行った。続いて英国、オランダ、中華民国も経済制裁に加わり、遂に日本は確たる勝算もないままに太平洋戦争へと突入した。

北朝鮮は米国によってマカオの銀行口座を凍結されると、激しく反発して6カ国協議の場を去り、現在まで復帰の姿勢を見せていない。さらに今年7月にはミサイルの発射実験を行い、最近では最大の支援国である中国の忠告も受け入れようとしないなど、しだいに孤立化への道を選ぼうとしているかに見える。このまま手を拱いて経過を見守るならば、北朝鮮は核弾頭の開発や地下核実験といった悪夢のシナリオを現実化させないとも限らない。

この地域における平和と安定へのカギは、何より6カ国協議で合意した共同声明の履行に求められよう。そのためには米朝両国の硬直した外交姿勢の歩み寄りを措いてはならない。孤立の末に暴発した過去の歴史をもつ日本は、今こそ、その教訓を生かして米朝両国の説得に当たるべき使命があるのではなからうか。

被爆地の一角から

土山秀夫

(題字も)

# 第3回 「核兵器廃絶 - 地球市民集会ナガ サキ」

主な海外ゲスト

アチン・パナイク(インド):デリー大学教授、アラン・ウェア(ニュージーランド):国際平和ビューロー、キャサリン・サラバン(アメリカ):軍縮教育家、クオン・ヒョクテ(韓国):聖公会大学教授、ケイト・デュース(ニュージーランド):元国際平和ビューロー副会長、ジャクリン・カバツソ(アメリカ):アメリカ西部諸州法律財団、ジャルガルサイハン・エンフサイハン(モンゴル):元国連常駐大使、ジョン・パローズ(アメリカ):核政策法律家協会、ディビッド・クリーガー(アメリカ):核時代平和財団、フィル・ゴフ:NZ軍備管理軍縮大臣、レベッカ・ジョンソン(イギリス):アクロニム研究所

開催迫る。ふるってご参加を!

10 21(土)~23(月)

分科会

- 1 非核宣言自治体活動の活性化と国際的連携  
コーディネーター 田崎 昇(元長崎市平和推進室長)
- 2 非核兵器地帯の意義と北東アジアにおける挑戦  
コーディネーター 梅林宏道(ピースデポ代表) ジャルガサイハン・エンフサイハン(元モンゴル国連常駐大使)
- 3 核兵器廃絶へ向けた世界の動きと日本の役割  
コーディネーター 黒澤 満(大阪大学大学院教授) ジャクリン・カバツソ(米・西部諸州法律財団)
- 4 平和教育推進に向けた取り組みと課題  
コーディネーター 溝田 勉(長崎大学医学部大学院教授) ケイト・デュース(NZ国際平和ビューロー元副会長)
- 5 核兵器廃絶に向けた若者のアプローチ  
コーディネーター 河野晋也(長崎大学大学院生)
- 6 核兵器廃絶へ向けた被爆者運動の今後と被爆体験の継承  
コーディネーター 芝野由和(長崎総合科学大学助教授) 舟橋喜恵(広島大学名誉教授)

参加登録について:  
(振込用紙に必要事項を記入の上、郵便局で振込)  
登録費:3000円(大学生以下1000円)

草の根募金について:  
自治体と市民が協力してとり組む本集会の成功には、長崎県・市の負担金に加え、多くの個人・団体からの「草の根募金」が必要です。ご協力ください。  
郵便振替口座:01700-6-24451 口座名「核兵器廃絶地球市民長崎集会実行委員会」

問い合わせ:  
(財)長崎平和推進協会内 核兵器廃絶地球市民長崎集会実行委員会  
TEL:095-842-9513  
FAX:095-844-1954  
E-mail:  
gca.naga@viola.ocn.ne.jp  
URL:  
www3.ocn.ne.jp/~gca.naga/

## 日誌

2006.9.6~9.20

作成:中村桂子、林公則

EU=欧州連合 / IAEA=国際原子力機関 / NBC=核・生物・化学

9月7日 韓国の盧武鉉大統領、韓国は北朝鮮が核実験を計画していることを示すいかなる証拠も持っていないと発言。

9月8日 中央アジア5カ国、カザフスタンのセミパラチンスクで、非核地帯条約に署名。

9月8日 リービー米財務次官、イランの国営サデト銀行に対する金融制裁を発表。

9月9日 イラン核問題で、EUのソラナ共通外交・安全保障上級代表とイランのラリジャニ最高安全保障委員会事務局長が会談(10日)。

9月10日 アジア欧州会議首脳会議、ヘルシンキで、11日、北朝鮮への6か国協議復帰要求などを盛り込んだ議長声明を採択し閉幕。

9月11日 非同盟諸国首脳会議がハバナで開幕。17日、単独行動主義を非難する宣言などを採択し、閉会。

9月11日 宇宙航空研究開発機構、種子島宇宙センターで政府の情報収集衛星第2陣の打ち上げに成功。

9月12日 韓・米軍、米メリーランド州エッジワッ

ドの米軍基地で、NBC兵器戦に対応するための米本土初の合同訓練を実施。

9月13日 IAEA9月定例理事会、イラン核問題の討議開始。14日、議長総括をまとめて閉幕。

9月14日 ブッシュ大統領と盧武鉉大統領がホワイトハウスで首脳会談。

9月15日 米ロ、余剰の兵器級プルトニウムを核兵器製造に利用できないように転換する計画の履行手続きに関する合意文書に調印。

9月15日 額賀福志郎防衛庁長官、北朝鮮が7月に発射した7発の弾道ミサイルに関する調査結果を公表。

9月16日 先進7カ国財務相・中央銀行総裁会議。テロ資金対策の強化などを盛り込んだ共同声明を採択し、閉幕。

9月18日 IAEA総会、ウィーンで開幕。

9月18日 シラク仏大統領、「米英仏ロ中独の6か国はまず交渉すべきで、その間はイラン制裁決議採択を控えるべきだ」。

9月19日 政府、北朝鮮に対する金融制裁の実施を閣議了解。

9月19日 核燃料の供給安全網構築などを話し合うIAEA特別会合が始まる。

9月19日 第61回国連総会の一般演説が始まる。

沖縄

9月7日付 6日までに、原潜事故を想定した県地域防災計画修正案の概要が判明。

9月7日 キャンプ・キンザー一部土地の強制使用を県収用委員会が認定。

9月7日 普天間爆音訴訟の第15回口頭弁論。

9月8日 普天間飛行場代替施設建設に向け、シュワブ内建築物の現況調査を防衛施設庁が開始。

9月11日 未明に、嘉手納基地でF15など5機が離陸。屋上で100・3デシベル。

9月12日 普天間飛行場の跡地利用計画策定に向けて、県と宜野湾市が跡地利用委員会の初会合を開催。

9月12日 米海兵隊が異例規模の水陸両用訓練(11-14日)を行っており関係各所に通知していたことが判明。

9月13日 県の代表者が在沖米国総領事館や那覇防衛施設局などを訪ね、騒音の軽減を要請。

9月14日 シュワブ内の文化財調査を反対派が阻止。

9月19日 基地跡地の経済効果の検証に向けて、初めての担当者会議を県が開催。

9月20日 返還対象であるキャンプ・瑞慶覧のうち、実際に返還される面積は予定の6分の1程度にとどまることが判明。

### 今号の略語

IAEA=国際原子力機関

MD=ミサイル防衛

MDA=ミサイル防衛庁

NPT=核不拡散条約

PAC3=改良型パトリオット3

SM3=スタンダードミサイル3

## ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

ピースデポ電子メールアドレス:事務局 <office@peacedepot.org> 梅林宏道 <CXJ15621@nifty.ne.jp>

田巻一彦 <QZT04441@nifty.com> 中村桂子 <nakamura@peacedepot.org> 山口響 <hibikiy1976@yahoo.co.jp>

### 宛名ラベルメッセージについて

会員番号(6桁):会員の方に付いています。「(定)」:会員以外の定期購読者の方。「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」:入会または定期購読の更新をお願いします。メッセージなし:贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書:秦莞二郎

### 次の人たちがこの号の発行に 参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、山口響(ピースデポ)、大澤一枝、斉藤千沙、津留佐和子、中村和子、華房孝年、林公則、横山美奈、梅林宏道